ベルギーの法人税制 -NIDについて-

山田直夫

一、はじめに

(1) CBITとACE

とはよく指摘されている。すなわち、負債で資金企業の資金調達行動に対して歪みを与えているこ

多くの国で実際に実施されている法人税制が、

は、その機会費用が課税ベースから控除されな除されるのに対して、株式で資金を調達した場合を調達した場合は、負債利子が課税ベースから控

い。したがって、負債による調達を優遇している

ともない、個人段階で配当の二重課税を調整するという指摘である。また、経済のグローバル化に

法人段階で負債と株式を等しく扱う税制として目が集まっている。

せ、U.S. Department of the Treasury (1992)

Business Income Tax)や、Institute for Fiscal

Business Income Tax)や Institute for Fiscal Studies(1991)で提案されたACE(Allowance for Corporate Equity)と呼ばれる税制がある。

年、法人段階で負債と株式を等しく扱う税制に注ことが困難になっている。こうしたことから、近

とで、それぞれ等しい扱いをするのである。ちな ことで、逆にACEは両者について課税しないこ ピタル・ゲインについても非課税にする。それに 費用についても課税ベースからの控除を認め 控除せず、 個人段階で利子と配当を、さらにキャ

対してACEは、負債利子だけでなく株式の機会 つまり、CBITは負債と株式に関して課税する

CBITは法人段階で負債利子を課税ベースから

目を向けてみると、ドイツが二〇〇八年と二〇〇

から導入されているNID その代表的な例が、 九年の改革でCBITに近い税制になったが、C BITを導入している国は筆者の知る限りない。 一方、ACEはいくつかの国で導入されている。 ベルギーにおいて二〇〇六年 (Notional Interest

Deduction) である。

わが国の法人税改革の議論は、

税率の引き下げ

を導入しているベルギーの実態を把握し、それを もCBITやACEの導入に関する議論が必要に 大が中心である。しかし、 なってくると思われる。その際に、 中長期的にはわが国で 実際にACE

タを用いてNID導入が及ぼすベルギー経済や財 ギーのNIDの概要を紹介し、さらにマクロデ 参考にすることは非常に重要である。

山田

一一)では、こうした問題意識に基づいてベル

(2) 本稿の課題

みを与えないことが知られている。

与えるが、ACEは企業の投資決定に対しても歪 みに、CBITは企業の投資決定に対して歪みを

究がさかんに行われている。また、実際の税制に いるが、こうした税制に注目が集まっていること CBITとACEは一九九○年代に提案されて 最近においても両税制を比較検討した研

や租税特別措置の見直し等による課税ベースの拡

諸外国の法人税改革の動向をCBITとACEの

側面から整理する。次の三節ではNIDの概要を

とができなかった。そこで本稿では、それらの点 すことができなかった。また、NID導入が企業 法人段階だけでなく個人段階も含めた数値例を示 を含めて改めてNID導入の影響について検討し の資金調達行動に与える影響についても触れるこ

本稿の構成は以下のとおりである。二節では、

ぼすベルギー経済への影響を考察する。 紹介する。ここで法人段階だけでなく個. 企業の資金調達行動への影響についても触れた 含んだ数値例を示す。 四節では、NID導入が及 この中で 人段階も

一、法人税改革の動向

政

への影響について考察した。しかし、そこでは

する部分について紹介する。続いて、諸外国に 七、二〇〇八、二〇一〇)を参考に、 ツにおける税制改正の動向のうちCBITに 本節では財務省財務総合政策研究所(二〇〇 近年のドイ 関 お 連

て法人税と金融所得課税について改革が行われ ドイツでは、二〇〇八年から二〇〇九年にかけ けるACEの導入の実態について触れた

つつ、ドイツの企業立地を国際的にみて競争力の いる。主な改革の目的は、 税収をある程度確保

税に関しては、簡素化等によるドイツ資本市 あるものとすることなどである。 特に金融所得課 場の

法人税については、二〇〇八年より法人所得課

る。

考察である。

最後の六節では本稿の議論まとめ ルギー財政への影響につい

続く五節

はベ

ての

魅力の

向上、

租税回避への対応も目的としてい

る。

泉分離課税の具体的な内容は、

利子所得、

配当所

源

る。

確定申告による総合課税との選択制になった。

○○九年より一律の源泉分離課税が導入されて、

税、 関 入の制限が含まれている。一方、 税ベースの拡大措置の中には、 5 れるとともに課税べ しては、 配当所得はその五〇%が総合課税、] スの拡大が行われた。 課

税

の実効税率が約三九%から約三〇%に引き下げ

その五〇%が総合課税の対象であった。 益については原則非課税で、投機的売買の場合は 二〇〇八年までは利子所得は総合課 負債利子の損金算 金融所得課税に それが二 株式譲渡

六・三七五%の税率)が課されるというものであ 得、 る 五 ・五%の連帯付加税 株式譲渡益に対して二五%の所得税と税額 (よって、所得に対して二 0

ら控除することを認めない。それに対してドイツ CBITは法人段階で負債利子を課税ベースか

> ない 所得、 段階で金融所得はすべて非課税である。一方、 く扱われるという点で、CBITと類似性 る。したがって金融所得に課税はされるが、 イツの個人段階 はあるが負債利子の課税べ の法人税は、 以上から、ドイツでは、近年の税制改正によ 税制になっている。また、CBITでは個 株式譲渡益について一 損金算入を制限することで、一 の金融所得課税は利子所得、 ースからの控除を認め 律 源泉分離課税であ 等し 部で が 配 k あ 当

るだろう。 りCBITに近い形の税制が実現しているといえ

(2006) い

で、イタリアが一九九七年から二〇〇三年まで、 よるとクロアチアが一九九四年から二○○○年ま オーストリアが二〇〇〇年から二〇〇四年まで導 続いてACEについては、Klemm

年から導入しているブラジルと二〇〇六年から導 入していた。 現在も導入しているのは、 九

(二〇一〇)は、近年、ラトビアにおいてもAC入しているベルギーの二カ国である。なお濱田

Eが導入されたことを指摘している。

三、NIDの概要

(1) 導入の背景

る。この制度は多国籍企業グループに属するベルキロメートル、人口が一〇八六万人(二〇一〇キロメートル、人口が一〇八六万人(二〇一〇年)で、ともに日本の約一二分の一という小国である。そうしたこともあり、ベルギーは自国内にある。そうしたこともあり、ベルギーは自国内にある。この制度は多国籍企業グループに属するベルネーション・センター制度と呼ばれるものであネーション・センター制度と呼ばれるものであネーション・センター制度と呼ばれるものであネーション・センター制度と呼ばれるものである。この制度は多国籍企業グループに属するベル

企業の利益ではなく運営費用から法人税額が算定

される。

ション・センター制度は二○一○年末までに段階てきた。そうした流れを受けて、コーディネーをもたらす優遇税制に対して様々な取り組みをしー九九○年代後半から、EUは経済活動に弊害

る。NIDは二〇〇五年六月二二日に立法化さ税の対象となるベルギー法人及び外国法人であション・センター制度よりも広く、ベルギー法人IDが導入された。NIDの対象はコーディネー

的に廃止されることになり、その代わりとしてN

事業年度(すなわち、二〇〇七年課税年度)かられ、二〇〇六年一二月三一日以降を決算日とする

適用されている。なお、資本拠出額の○・五%に

○○六年より廃止されている。

課される資本登録税は、

NID導入にともない二

ベルギー財務省のパンフレット(NOTIONAL

ギー企業を対象にしたもので、この制度の下では

INTEREST DEDUCTION: an innovative Belgian tax incentive Tax Year 2012–Income 2011)なん

金を調達した場合と株式で資金を調達した場合のの内容をまとめると、NIDの目的は、負債で資

する実質的な法人税率を引き下げること、段階的税制上の扱いを等しくすること、全ての企業に対

の代替策としての役割を果たすことである。

に廃止されるコーディネーション・センター制度

の仕を覚としての役害を男力でき

(2) NIDの仕組み

N I D

の対象となる企業は、前述したようにべ

法人である。したがって、ベルギー法人のほか、ルギー法人税の対象となるベルギー法人及び外国

人などである。また、コーディネーション・センルギーの不動産に対する財産権を所有する外国法となるNPO法人、ベルギーの不動産あるいはベ外国法人のベルギー支店、ベルギー法人税の対象

優遇措置の対象になっている企業はNIDの対象ターとして優遇措置を受けているなど、他の税制

NIDは、調整後の自己資本の一定割合(みなにはならない。

示すと以下のようになる。

人所得から控除する制度である。このことを式で

し利子率)を株主に対する支払利息とみなし、

法

控除額(みなし利息) =

調整後自己資本 × みなし利子率

三・九九%である。しかし、NIDにより税負担め、の税率で課税される。また、法人所得に対して三三・九九%の税率で課税される。また、法人所得には国税しの税率で課税される。また、法人所得には国税しい。 したがって、法人所得に対して三三・九九%

ベルギーの法人税制

図表 1 NID のみなし利子率

畄位・%

ŋ

法人所得課税の実効税率は低くなる。

みなし利子率が

高い

ほど課税ベースが小さくな

なように調整後自己資本が大きいほど、

ある

は

を軽減することが可能で、

先程

の式からも明ら

か

	単位・%
課税年度	みなし利子率
2007	3.442
2008	3.781
2009	4.307
2010	4.473
2011	3.800
2012	3.425

(出所) ベルギー財務省資料より作成

ギー一〇年償還国債の利 補助金が含まれる。

またみなし利子率は、

率が用いられるので、

図

適用年の二年前のベ

ル

式発行差金、 とは、 会計上の純資産価値などは控除される。 ルギー会計基準に基づく自己資本には、 めの調整をしたものである。 自己資本額から二重計算や不正使用を回避するた みなし利息の計算に用 前期末におけるべ 再評価益、 準備金、 ルギー会計基準に基づく 61 られ 例えば、 る調整後自己資本 留保利益、 自己株式 また、 資本、 投資 株

らず、 表1に示したように し利子率の変動 上限は六・五%となっている。 幅は前年 年 -毎に異な Ö %以内でなけ なる。 なお また、 中小 ń ば Z 法 な

三・九二五%になる。 ば二〇一二年の中小法人に対するみなし利子率は 人の場合のみなし利子率は、 Ŧi. %を加えたものである。 なお、中小法人にはNID 図表1に示した値に したがって、 例え

おり、両方を利用することはできない できる制度があるが、どちらかの選択制になって のほかに非課税の投資準備金を積み立てることが

あること、手続きに関しては法人税申告書に書類 を添付すればよく、 回る場合、 N I D の特徴としては、控除対象額が所得を上 翌年度以降七年間の繰り越しが可 事前の税 務当局 へ の 確 能で

(ルーリング)

が必要ないことなどが挙げられる。

認

かし、 また、 でタックス・ヘイブン対策税制が適用され、 Dのメリットが少なくなることが考えられる。 NIDを利用しても、親会社が所在する国 前 :掲のベルギー財務省のパンフレットによ N I

れば、

ほとんどの国ではそういったことは生じ

トの ず、生じたとしても適切に対処することでメリッ 減少を回避できるとしている。

(3) 数值例

場合、右列がNIDの適用がある場合を示し 遇を是正することを個人段階も含めた数値 り示したものである。左列がNIDの適用がな 义 表 2は NID導入が負債による資金調 例 達優 て によ

合、NIDの有無に関わらず、税引き前利潤 ○○で負債利子も一○○であれば、 負債利子控除 が

されるので、個人の手取りは八五になる。 人段階では利子所得に対して一五%の税率で課税 後の利潤はゼロになり法人税は課税されな

個

は三三・九九)かかる。 前利潤一 株式による調達では、 〇〇に対して、 したがって、 法人税が約三四 NID導入前では 税引き後利 Î 税 確 引き る。まず、企業が負債により資金調達をした場

ベルギーの法人税制

図表2 数值例

	NID 導入前			N	IID 導入後	
資金調達方法	負債	株式	留保	負債	株式	留保
<法人段階>						
税引き前利潤	100	100	100	100	100	100
負債利子	100	_	_	100	_	_
みなし利息	_	_	_	_	100	100
法人税額	0	34	34	0	0	0
<個人段階>						
手取り	85	49.5	66	85	75	100

個人段階の税率は、利子所得15%、配当25%で、キャピタル・ゲインは非課税である。

実質 G D P . 成長率

(1) されている。それを見ると二〇〇四年は三・一% 表3にはべ ルギーの実質GDP

の成長率が示

四、 ベルギー経済とNID

されていれば法人税は課税されない

手取りは七五ということになる。ちなみに図 になる。 例でもみなし利息が一〇〇なので、 は内部留保による調達の場合も示してある。 なし利息が一○○なので、法人税は課税され からみなし利息が控除される。この数値例 潤は六六となる。これがすべて配当されるとする で課税されるので、手取りは四九・五ということ したがって、個人は配当を一〇〇受け取 個人段階では配当所得に対して二五 一方、NID導入後であれば課税 NIDが導入 %の税率 では この ース ŋ な Z

⁽出所) NBB (2007) より作成

図表3 実質 GDP 成長率と海外直接投資 (FDI) の流入額

年	体版 CDD 代目本(N)	海外直接投資 (FDI)		
+	実質 GDP 成長率(%)	流入額(百万ドル)	順位	
2002	1.4	16,251	12位	
2003	0.8	33,476	4位	
2004	3.1	43,558	4位	
2005	2.0	34,370	7位	
2006	2.7	58,893	6位	
2007	2.8	118,403	3位	
2008	0.8	109,956	2位	
2009	-2.7	33,782	10位	

(2)

海外直接投資(FDI)の流入額

61

(出所) OECD Economic Outlook 88 database、及び UNCTAD ウェブサイトより作成

と、ベルギーの海外直接投資の流 絶対額も他国に比べて多額であることがわかる。 外直接投資の流入額を見てみたい。 Development:UNCTAD)のデータを用い 税制という側面を持つので、国連貿易開発会議 〇〇二年を除い United Nations Conference on NIDは海外からの投資を呼び込むため て _ ○位以内を保って 入額の順位が二 図表3による Trade 13 る ので、 の優遇 て海

NIDが導入された二〇〇六年についてみると、

世界的な金融危機のためと思われるが、低迷してれた二〇〇六年は二・七%、二〇〇八年以降は、でいる。その後は堅調に回復し、NIDが導入さであったが、二〇〇五年には二・〇%に落ち込ん

ベルギーの法人税制

図表4 金融負債の変化額(非金融部門)

単位:百万ユーロ

年	借入	上場株式	非上場株式等	債券	その他	合計
2001	37,964	2,257	25,516	1,420	988	68,145
2002	18,935	144	8,513	376	-580	27,387
2003	43,446	491	4,832	5,453	190	54,411
2004	5,855	3,728	18,757	-17	714	29,038
2005	1,310	2,698	6,397	-3,903	-238	6,263
2006	44,273	3,776	27,599	524	1,358	77,530
2007	51,404	2,625	90,115	4,092	1,654	149,889
2008	57,318	6,718	120,438	-90	7,596	191,980
2009	11,344	547	36,592	5,721	-1,811	52,392

(出所) NBB (2011) より作成

場株式

は約四倍に

なり、

約

四倍、二〇〇八年は約一九倍になっている。

さらに二〇〇五年を基準にすると二〇〇七年は 変化額を示したものである。 ことがわかる。 て上場株式と非上場株式の変化額が上昇している 〇五年からNIDが導入された二〇〇六年にかけ 表4は、 ベ 特に非上 ルギーの

企業の資金調達行動

非金

融部門

の金融負

債

これを見ると、

流入額は若干減少しているが、

逆に

順位は二位

っている。

二〇〇八年には、

金融危機

の影響もあっ 上增

7 7

八四億ド

j ル

で、

前年の二倍以

加

(3)

増 流 いえるかもしれない。さらに、二〇〇七年には 加 一つ上がっている。 入 して 額 は 約 13 五八 る。 また、 八九億ド これはNID導入の影響と 順 ルで前年に比べて約七 位 は六位であり、 前 年 約 % か

図表5 ベルギーの法人所得税収

年	法人所得税収 (百万ユーロ)	増加率 (%)	
2000	8088.9		
2001	8091.4	0.0	
2002	8141.6	0.6	
2003	7911.6	-2.8	
2004	8991.4	13.6	
2005	10028.6	11.5	
2006	11247.8	12.2	
2007	11572.6	2.9	
2008	11461.6	-1.0	

(出所) OECD ウェブサイトより作成

五、ベルギー財政とNID

(1) 法人所得税収

時に一般政府 であるので、この値は中央政府 示したものである。 図表5は、ベルギーの法人所得税収と増加率 (中央政府) ベ ル ギーの法人所得税 地方政府、 の税収であると同 社会保障基 は 玉 税 を

倍になっている。二○○五年を基準にすると借入 倍、二〇〇七年は約三九倍、二〇〇八年は約四

兀

の方が変化が大きいが、

絶対額で比較すると二〇

式による資金調達が増加したと考えることができ

る。こうした結果から、

NID導入にともない株

○七年以降は非上場株式の方が借入を上回ってい

るのではないだろうか。

は約一一二億ユーロで、増加率は一二・二%であ 口で、二・九%の増加となっている。 る。二〇〇七年も法人所得税収が約一一六億ユー Dが導入された二○○六年をみると法人所得税収 ○○三年から二○○七年まで増加しており、 N I Dのよ N I

金の合計)の税収でもある。

法人所得税収は、二

うな優遇措置を導入すると法人所得税収が減少す

ちろん二○○六年から二○○七年にかけての法人 を見る限り、そういった現象は生じてい 済成長やコー 所得税収の増加の要因はNIDだけではない。 ることが予想されるが、NID導入直後 の影響も考えられ ディネー ション・センター制度など ない。 のデ ータ 経 b

る評価 もできるが、コーディネーション・センター制度 活発化して法人所得税収が増加したと考えること も難しい。 N I D の導入により企業活動が

また、法人所得税収が増加していることに対す

ので、法人所得税収に及ぼすNIDの純粋な効果 ション・センター制度が段階的に廃止されている と考えることもできる。さらに、 より節税効果がないから法人所得税収が増加した コーデ イネ

を取り出すのも難し

(2) 財政赤字と債務残高

図

「表6の左列は、

ベルギーの財政赤字の対GD

ことを、マイナスの値は財政黒字であることを示 している。ベルギーは二〇〇一年とNIDが導入 P比を示している。 プラスの値は財政赤字である

る。 された二〇〇六年を除いて、 財政赤字になってい

なっていることがわかる。二〇〇四年から二〇〇 ルギーも GDP比を示したものである。 また図表6の右列は、 わが国と同様に財政再建が大きな課題に べ ルギーの債務残高の対 この 図表より、

証券レビュー 第51巻第12号

一般政府の財政赤字と債務残高(対 GDP 比) 図表6

単位:%

年	財政赤字	債務残高
2001	-0.4	112.0
2002	0.2	108.4
2003	0.2	103.4
2004	0.4	98.4
2005	2.9	95.9
2006	-0.1	91.6
2007	0.4	88.0
2008	1.4	93.4
2009	6.1	100.4

(出所) OECD Economic Outlook 88 database. より作成

ド・プアーズ(S&P)が二〇一一

年

月に

ギ

j

国

[債の格付けを引き下げたことをきっ

かけ

連立交渉が進展して正式政権が一二月に発足

状態が続いていた。しかし、

スタンダード

アン

よる連立交渉が難航

れたが、

フランス語圏とオランダ語

巻

の各政党に

行 0

わ

題になっている。二〇一〇年六月に総選挙が

最

0

域

ない。 優遇措置 した。

正式政権

の発足により財政再建に対する取

り組みが

*本格化 一の見直

すれば、

Ν

Ι

Dを含め

た税

制

上

しということが出てくるかもしれ

ほぼ二分され、 とオランダ語圏 ルギーは、 フランス語圏 両者の利害調整が (フランド 0 ル 地 国内の 地 域 域

○%を超えてしまってい る。

つ

口 地

ン

地

は八○%台になったが、二○○九年には

再び

八年までは一〇〇%を下回

ŋ

特に二〇〇七年

iż

正式な内閣が存在しない

おわりに

その影響についてベルギーの統計データを用いな CEタイプの税制であるNIDの概要を紹介 本稿では、ベルギーで実際に導入されているA

がら検討した。本稿において明らかになったのは

以下の四点である。 ①海外直接投資の流入額をみると非常に多額で

加している。 導入された二〇〇六年は前年より約七一%増 あり、世界でも上位の水準にある。NIDが

増加した可能性がある。

②NIDの導入により、株式による資金調達が

③NIDの導入により法人所得税収が減少する に比べて一二・二%、二〇〇七年は二・九% と考えられるが、実際には二〇〇六年は前年

の増収であった。

④正式政権が発足したため、 財政再建が本格化

する可能性がある。

だし、これはNIDの純粋な効果ではない。さら 直接投資を増加させたと考えることもできる。た ①と③から、NIDは税収を減少させずに海外

に、税収が増加したことに対する評価も難しい。

果を取り出す必要があるだろう。また④から、 今後、分析をさらに精緻化してNIDの純粋な効 ルギーの財政再建に伴う税制改正の動向にも注目

していく必要があるといえる。

(注

(1) http://www.jetro.go.jp/world/europe/be/basic_01/

(参考文献

第六六〇号

財務省財務総合政策研究所(二〇〇七)『財政金融統計月報

第六七二号財務省財務総合政策研究所(二〇〇八)『財政金融統計月報』

第六八四号財務省財務総合政策研究所(二○○九)『財政金融統計月報』

第六九六号 第六九六号 (二〇一〇)『財政金融統計月報』

『一橋法学』、第九巻第一号、二四七─二八○頁正:トレード・オフ、ペッキング・オーダー仮説を参考に」濱田洋(二○一○)「企業行動に対する租税の影響とその是

Institute for Fiscal Studies (1991) Equity for Companies: A Corporation Tax for the 1990s, Commentary No. 26. Institute for Fiscal Studies, London.

Klemm, A. (2006) "Allowances for Corporate Equity in

NBB (2007) Belgian Prime News, No.35, National Bank of Belgium.

Practice," IMF Working Paper No. 06/259.

NBB (2011) Statistical Bulletin 2011-III, National Bank of

U.S. Department of the Treasury (1992) Integration of the Individual and Corporate Tax Systems: Taxing Business

Income Once, U.S. Government Printing Office

(やまだ)ただお・当研究所主任研究員)